|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 平成30年度　実施状況 |
| （１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　①入所施設からの地域生活への移行 |
| ○入所施設利用者の地域移行の推進（生活基盤推進課）自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけます。また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難なことから、施設入所に至ることなく地域で暮らし続けるための取組みとして、必要な情報提供を行うことにより、市町村の地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。 | 目標値（平成３２年度）・入所施設利用者の地域移行目標１０．９％（平成２８年度末時点の施設入所者数と比較）・入所施設利用者の減少目標▲２．４％（平成２８年度末時点の施設入所者数と比較） | （平成30年度）　　　　　　　　　　○地域移行状況等調査を実施した。　・入所施設からの地域移行　4.8%（238人）　・入所施設利用者の減少　▲1.5%（74人）※地域生活支援拠点等の整備促進については、（3）②の「障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備」を参照。 |
| 〇入所施設利用者への意向調査の実施（生活基盤推進課）入所施設からの地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。　調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。 | 目標値障がい福祉計画策定前に実施次回調査時期：平成３１年度末 | （平成30年度）〇実績なし |
| （１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　②精神科病院からの地域生活への移行 |
| ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（生活基盤推進課）　退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、市町村における新たなネットワークの構築をめざします。　具体的には、平成２９年度から平成３１年度までの３年間の集中的な取組みを実施し、入院期間１年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざします。専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組み（院内茶話会や退院促進ピアサポーターによる支援など）を企画・実施し、対象者を市町村が設置する「精神障がい者の地域移行について協議する場（自立支援協議会専門部会等）」に繋ぎます。　また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等地域の関係機関（医療と地域生活）のつながりを構築するため、障がい保健福祉圏域（保健所圏域）ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。都道府県の協議の場（府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ）とあわせた３層構造で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をバックアップし、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援します。　 | 目標値（平成３２年度）①大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する②すべての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する③すべての保健所圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する④１年以上長期入院者数を平成２８年度の９，８２３人から１，０００人減の８，８２３人とする⑤入院後３ヶ月時点の退院率は６９％以上、入院後６ヶ月時点での退院率は８４％以上、入院後１年時点での退院率を９０％以上とする | （平成30年度）〇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる市町村単位の協議の場の設置・運営支援として手引きを作成した。・大阪府の協議の場：設置済・市町村単位の協議の場：19／43・保健所圏域単位の協議の場：12／18〇長期入院精神障がい者に対する一層の地域移行を進めるため、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の地域移行に対する理解促進や、地域移行の可能性のある患者を把握し市町村へつなげるための支援を行った。・地域移行にかかる研修会等の実施　【精神科病院職員研修】全体研修　　1回（府内63病院対象）　　94名受講院内研修　　延べ38回（府内29病院で実施）　　延べ1,160名受講・地域移行の可能性のある患者の把握のための取組（院内茶話会など）の実施 16病院84回　入院患者のべ707名参加　 退院促進ピアサポート活動　のべ148回　　 ・在院期間1年以上の長期在院者数［平成30年6月末］　9,198人（平成28年6月末比：▲625人）　・入院後3ヶ月時点の退院率：63.4％［平成29年度］入院後6ヶ月時点の退院率；82.1％［平成29年度］入院後1年時点での退院率：89.8％［平成29年度］※退院率については、平成29年度より国の調査方法が変更され、平成30年度分の公表が遅れている。 |
| （２）入所施設の今後の機能のあり方 |
| ○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課)施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、集団指導等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。 |  | （平成30年度）障がい者支援施設のサービスの質の向上を図るため、指定時研修、集団指導（年1回）を実施した。 |
| ○大阪府立障がい者支援施設の運営（地域生活支援課）　大阪府立砂川厚生福祉センターについて、強度行動障がい者や社会関係障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、専門的な支援と地域移行に向けたアセスメントを行うとともに、新たな支援方策の研究、人材養成研修など民間事業所の支援力向上に向けた取組みの実施を図ります。 |  | （平成30年度）砂川厚生福祉センターでは、民間事業所に対する研修等を実施した。○研修等・重度強度行動障がい者地域移行促進事業：６事業所　２回/年開催　・強度行動障がい地域連携モデル事業：検討会４回/年開催　ワークショップ（支援者向け研修）１回/年開催・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：修了者　534名・司法関係機関との連携会議　年3回・ＳＳＴツールを活用した個別ＳＳＴを学ぶ研修会：基礎編６２事業所、応用編４９事業所・地域定着支援を考える研修会「支援機関・団体交流会」６１名参加 |
| ○施設職員等に対する研修の実施（福祉人材・法人指導課）　施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで、各階層ごとに実施します。 | 目標値（平成３０年度）委託研修受講者数１０，０００人/年（障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数） | （平成30年度）委託研修受講者数7,709人/年（障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数） |
| （３）地域で暮らし続ける　①グループホームなど住まいの確保 |
| ○障がい者グループホームの設置促進（生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課）　障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。　グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、ＵＲ（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。 | 目標値（平成３０年度から３２年度）公営住宅のグループホームとしての活用２９２人分 | （平成30年度）〇グループホームの大阪府域における必要見込み量に対する実績は以下の通り。グループホーム利用実績値：　8,520人／月・身体障がい者：1,045人／月・知的障がい者：6,120人／月・精神障がい者：1,355人／月○府営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数（大阪市を除く）。・平成30年度　　　11箇所　　16戸　　利用者数 34人○市町営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数・平成３０年度　　　　37件　　　123人 |
| 〇グループホーム世話人の資質向上（生活基盤推進課）　グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。 |  | （平成30年度）〇グループホームにおいて、障がい者の日常生活の援助を行う世話人等が、日々の援助に必要な知識や情報を得ること、サービスの質の向上を図ることを目的として研修を実施した。・実施日程：平成30年12月6、7日　　　　・受講者数：59人（延べ118人） |
| 〇さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備（生活基盤推進課）地域生活支援拠点等の整備においても重要な課題の一つとして位置付けられている重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等の利用も含め、さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備促進のための検討を行います。 |  | （平成30年度）○関係機関や市町村へのヒアリングを行うとともに、重度化・高齢化に対応した受け皿について検討した。 |
| ○公営住宅の障がい者向け募集の実施（都市居住課、経営管理課）　障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠（「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」）により入居者を募集する優遇制度を実施しています。市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」（平成２８～３７年度）に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。 | 目標値府営住宅については、公募戸数の概ね６割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続き、その確保を図る | （平成30年度）○府営住宅における、特別枠（「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」）の入居者募集の状況a府営住宅募集戸数　3,362戸（一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ）b福祉世帯向け募集住宅　　募集戸数　2,027戸　　応募者数　20,297人　（障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、障がい者手帳の交付を受けている単身者等）・特別設計住宅（車いす常用者世帯向け住宅）　　募集戸数　81戸　応募者数　258人※福祉世帯向け募集住宅は募集戸数（a）の概ね６割を特別枠で募集しており、引き続き推進していく○市町村営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況・4市227戸（応募件数：401件　倍率1.8倍）（参考）平成30年度全募集総数23市町393戸（応募件数：2441件　倍率：6.2倍） |
| ○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進（都市居住課、経営管理課）▼府営住宅の取組・建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」、「段差の解消」、「広い廊下幅」等バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。・既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置等（「住戸内バリアフリー化事業」）を実施し、その対象はバリアフリー化されていないすべての住宅(撤去予定のものを除き、エレベーターのない3階から5階の住宅も含む)とし、計画的に事業を進めます。・団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化（「団地内バリアフリー化事業」）に努めます。・入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置（「中層エレベーター設置事業」）を計画的に進めます。・建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者向け住宅を供給します。▼市町営住宅の取組・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。・既設住宅におけるバリアフリー化を促進します。・エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置を促進します。・耐震化事業を促進します。▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。・既設住宅における屋外のバリアフリー化を促進します。・都市再生機構賃貸住宅におけるエレベーターの設置に伴う高齢者向け優良賃貸住宅への改良を促進します。・耐震化事業を促進します。 | 目標値建替事業：８，０００戸住戸内バリアフリー化事業：１２，０００戸団地内バリアフリー化事業：７団地中層エレベーター設置事業：２，６５０基車いす常用者世帯向け住宅整備事業：１７０戸※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成２８～３７年度）に基づく目標値 | （平成30年度）○府営住宅における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等)・建替事業における整備戸数あいあい住宅　0戸・改善事業における整備数住戸内バリアフリー化事業　　500戸団地内バリアフリー化事業　　　2団地中層エレベーター設置事業　 82基○市町営住宅等における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等）※【市町営住宅】／【公社】・新規住宅の整備数（建替え・借上げ含む）　　　　バリアフリー対応（うち、車いす常用者世帯向け）　　７９０戸（９戸）／0戸（0戸）　　　　　　　　　　　　　　・既存住宅の整備数バリアフリー改善　 40戸 ／　0戸　　　　エレベーター設置　36基 ／ 0基○建替事業における整備戸数・MAIハウス　　0戸○改善事業における整備戸数・車いす常用者世帯向け改善事業　　0戸 |
| ○民間賃貸住宅への入居促進（都市居住課・建築振興課）▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（「住宅セーフティネット法」）が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。　これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は新たに創設された法に基づく登録制度に移行し、 今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。▼その他の団体等への周知・啓発大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供「Osakaあんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。 | 目標値・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」２０，０００戸（平成３７年度）・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合：１００％（平成３２年度） | （平成30年度）〇「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は住宅セーフティネット法に基づく登録制度に移行し住宅登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めた。また、地図や条件から検索可能な「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において居住支援法人も掲載できるように改修を行った。・登録数あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）　8,231戸（5,399戸）協力店　609店舗居住支援法人　48団体〇各主体が連携・協働する仕組みづくりについて、平成27年3月に設立した「Ｏｓａｋａあんしん住まい推進協議会」において、府内各地での住まい探しイベントの開催や、居住支援に関するセミナー等を実施し、障がい者等の居住の安定確保に努めた。〇平成23年1月1日に施行した「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下、「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府ＨＰに同基準を掲載するとともに研修等を通じて宅建業者に周知啓発を行った。また、同基準を遵守する旨のポスターを作成し、府内全ての宅地建物取引業者に対して店舗に掲示するよう配布して周知を図った。　・宅建業者研修（回数・受講者）　　　新規免許・営業保証金供託業者：2回・合計311人　　　宅地建物取引業関係団体役員研修：1回・133人人権推進員養成講座：6回・合計265人〇「Osakaあんしん住まい推進協議会」を通じて宅地建物取引業団体等と意見交換を実施した。〇障がい者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境整備の一環として、家主・不動産事業者向けの冊子を、宅地建物取引業団体等を通じて配布・啓発した。また、福祉部門と連携し制度周知を行った。 |
| ○障がい者向け住宅の確保（都市居住課）　障がい者の地域生活の基盤となる、一定のサービスを受けながら住むことができる障がい者向け住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の空住戸を利用した居住促進に向け、目的外使用や登録廃止など必要な手続きの整理と、見守りや生活相談サービス等を受けることができるような仕組みを検討します。 |  | （平成30年度）〇サービス付き高齢者向け住宅を運営している事業者又はサービスを提供している事業者が、今後高齢者と障がい者へのサービス提供を兼務して行うことができる制度が福祉側で確立された際に、サービス付き高齢者向け住宅において障がい者が入居できる可能性について検討していくことを、高齢介護事業者課と障がい企画課と情報共有した |
| ○住宅のバリアフリー化に対する支援（都市居住課、生活基盤推進課）　「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改造相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の空家の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化リフォームを支援する制度（国補助事業）の活用を促進します。また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。 |  | （平成30年度）　〇令和元年度の研修会開催に向けた関係団体との協議を実施。〇重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する21市町に対して助成を行った。・対象世帯数　74世帯　　助成額　16,857千円　※政令市・中核市は補助対象外 |
| ○生活福祉資金（住宅貸付）の貸付（地域福祉課）　障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。 |  | （平成30年度）〇居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等（生活福祉資金）の貸付けを大阪府社会福祉協議会で実施した。なお。貸付限度額は250万円、償還期間は7年以内（据置期間6か月）となっている。・Ｈ29年度実績）　　　　　　　　　　　　　　　　　貸付決定件数　13件　　　　　　貸付決定金額　18,940,000円　　　　　・Ｈ30年度実績貸付決定件数　20件貸付決定金額　33,283,000円 |
| （３）地域で暮らし続ける　②必要な福祉サービスの確保 |
| ○障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備（生活基盤推進課）　「親なき後」や自立生活をめざす障がい者等が、自立に向けた体験や、相談支援を中心とした地域定着支援等を活用し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の整備を進めるための必要な助言等を行います。地域生活支援拠点等の整備にあたっては、府内市町村が協議の場を持ち、地域生活支援拠点等の整備圏域ごとに、利用者のニーズを把握し必要な社会資源の整備を含めた全体像を描きながら整備を進められるよう、必要な情報提供や助言を行います。広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策の検討を行います。 | 目標値（平成３２年度）各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備 | （平成30年度）○整備にかかる現状・課題を把握するため市町村にヒアリングを行うとともに、整備促進に向けた方策を検討した。○厚生労働省・兵庫県・京都府と共催で、都道府県ブロック会議を開催し、先行事例の情報提供、市町村間の意見交換を行った。・整備市町村数：8  |
| ○生活訓練・指導の実施（自立支援課）　障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。　　・音声機能障がい者発声訓練事業　　・その他身体障がい者生活訓練事業　など |  | （平成30年度）〇障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行った。・音声機能障がい者発声訓練事業　　など・実施回数　年386回　総利用者数　6,567人　ほか |
| ○高次脳機能障がい者の地域生活支援（地域生活支援課）　高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業所等できめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるように、市町村をはじめとする支援者に「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。 | 目標値（平成３２年度まで）「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施　１回以上／年 | （平成30年度）〇高次脳機能障がい支援ハンドブックを周知した。〇研修会を実施し、高次脳機能障がい支援連携ツール「使たらええで帳～高次脳障がいファイル～」を周知した。・地域支援者養成研修１回目　実施日程：平成30年11月29日、12月３日　　　 受講者数：87名（うち、市町村職員13名）、77名　　２回目　実施日程：平成31年２月20日、26日　　　　　　　 受講者数：40名、42名・医療機関等職員研修会　実施日程：平成31年１月19日　　受講者数：163名 |
| ○在宅難病患者一時入院事業の実施（地域保健課）　医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、大阪府が指定した医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。 |  | （平成30年度）○在宅難病患者一時入院事業分　7日分/年（府全域）を確保。 |
| ○リフト付き福祉タクシーの利用促進（自立支援課）　障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。 |  | （平成30年度）〇大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めた。 |
| ○福祉有償運送の推進（地域福祉課）　社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。 |  | （平成30年度）〇府内７カ所（大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市）で設置されている運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、運営協議会の運営を支援した。また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に努めた。 |
| ○身体障がい者補助犬の普及促進（自立支援課）　障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。 |  | （平成30年度）〇身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々への使用機会の提供のほか、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めた。　　・使用機会提供数　：　4件 |
| ○市町村との連携（障がい福祉企画課）　障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 |  | （平成30年度）〇国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせて平成31年3月14日に市町村説明会を開催した。〇障がい者自立支援制度の円滑な運営を図るため、平成17年12月に、障がい保健福祉室、市長会及び町村長会が共同で、「障がい者自立支援ワーキングチーム」を設置し、制度上の課題等について検討を行う「自立支援制度ワーキング」を開催している。本ワーキングは、法律の名称変更に伴い、平成25年度から名称を「障がい者制度ワーキング」としており、平成30年度は3回開催した。　・テーマ：「改正障害者総合支援法等の施行等に係る課題整理について」〇障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。本指導は、2年に1回以上実施するものとされており、平成30年度は22市町村を実施した。 |
| ○指定事業者等に対する指導等（生活基盤推進課）　指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。　また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。 | 目標値毎年、集団指導を実施 | 平成30年度○サービスの質の向上を図るため、指定事業所・施設に対する実地指導などを実施した。　・指定時研修　事業所・施設の指定時に開催（年12回）　・集団指導　　 全指定事業所・施設を対象として、「者対象」事業所・５月、「児対象」事業所・６月実施・地震のため7月に追加実施　・実地指導　　　「者対象」事業所・8５事業所、「児対象」事業所・7５事業所実施 |
| ○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（障がい福祉企画課）　障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査を踏まえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。 |  | （平成30年度）〇障がい福祉サービスの対象となる障がい児者や地域の方に広く制度周知なされるよう、30年4月に実施された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の改正について、リーフレット等の媒体を用いて広報を行った。また、ホームページ上で公開している利用者の方への情報提供内容について、改正に伴うホームページの更新を随時行った。〇障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。本指導は、2年に1回以上実施するものとされており、平成30年度は22市町村に実施した。〔再掲〕〇「国の施策並びに予算に関する提案・要望（福祉関連）（H30.7）」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言（H30.9）」などを通じて、国に対して制度の改善に向けた要望を実施した。 |
| （３）地域で暮らし続ける　③相談支援体制の強化 |
| ○市町村の相談支援の充実（地域生活支援課）　障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行います。　また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 | 目標値（平成３２年度）すべての市町村で基幹相談支援センターを設置 | （平成30年度）○基幹相談支援センターの設置（平成31年4月1日現在）・設置市町村数：32市町村 |
| ○ケアマネジメントの推進（地域生活支援課）　障がい児者の想いに寄り添ったサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。 | 目標値（平成３２年度）相談支援専門員の養成・確保大阪府内で活動する相談支援専門員数２，５００人 | （平成30年度）○相談支援従事者初任者研修・修了者数　809人（参考：平成29年度実績899人）○研修修了者が確実に相談支援事業所に従事するよう指定権者である市町村と連携。※相談支援専門員数1,949人（平成31年4月1日現在） |
| 〇ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課）市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。 | 目標値（平成３２年度）市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数４３（すべての市町村） | （平成30年度）○ピアカウンセリング実施市町村数　・全43市町村中、29市町で実施 |
| ○大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課）大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行います。▼相談支援事業▼コンサルテーション事業発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。▼普及啓発・研修事業医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。▼就労支援アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。　 | ≪参考≫サービス見込み量（平成３２年度）相談支援　３，５００件関係機関への助言　１６０件外部機関や地域住民への研修・啓発　５０件 | （平成30年度）〇平成14年6月に「自閉症・発達障がい支援センター」（平成17年12月に発達障がい者支援センターに改称）を設置し、府内における発達障がいを有する障がい児者とその家族を対象に、相談・情報提供・療育・就労支援を行うとともに、関連施設・関係機関・関係団体等との連携のもと、発達障がいに係る情報提供や連絡調整、指導者養成研修などの支援事業（「発達障がい者支援センター運営事業」）を行った。・相談支援延べ件数　2,697件・発達支援関連相談延べ件数　1,869件　・就労関連相談延べ件数　828件・個別支援のための調整会議等の開催　34回・連絡協議会等の開催　21回・普及啓発研修の実施　48回 |
| ○発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課）　大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。 | 目標値（平成３２年度まで）「発達障がい者地域支援マネージャー」を政令市を除く市町村自立支援協議会（３５か所）に派遣　 | （平成30年度）○豊中市、能勢町、高槻市、東大阪市、八尾市、羽曳野市、太子町、和泉市、岸和田市、阪南市・岬町（10地域自立支援協議会）へ「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣　 |
| ○難病患者に対する相談支援機能の充実（地域保健課）　「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、介護、保健、就労・就業、教育、患者家族の当事者の分野と連携した支援体制の構築をめざします。また、複雑、多様化する患者ニーズに対応し、地域で安定的に療養生活できるように、「保健所、保健センター、保健福祉センター」をはじめ、「大阪難病医療情報センター」、「大阪難病相談支援センター」との相談体制の充実を図ります。 |  | （平成30年度）○大阪難病相談支援センター・難病患者や家族等の、日常生活における相談支援に努めた。（相談件数：来所55件、電話725件　計780件）・保健所に対し、難病相談ニュースや、各種学習会の案内を配布し事業啓発を図った。○大阪難病医療情報センター・難病患者や家族等の、医療・保健・福祉関係機関からの医療等に関する相談支援に努めた。　　（相談件数：メール1,114件、訪問・電話・来所等5,438件　計6,552件） |
| ○高次脳機能障がい者に対する支援（地域生活支援課）　全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、他の都道府県の取組等について収集し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図るとともに、府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修内容に反映します。また、高次脳機能障がい相談支援センターにおいて、市町村等に対して、地域の事業所等が行っている高次脳機能障がい者に対する支援の工夫等を伝えることで、府内関係機関の支援力の向上を図ります。 | 目標値（平成３２年度まで）地域の先進的な支援手法等を集めた事例集を作成及び配布 | （平成30年度）〇国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、他の都道府県の取組等について情報収集を行った。　　第1回：平成30年６月27日～29日　　第2回：平成31年２月22日〇障がい福祉事業所を対象に高次脳機能障がいの支援実態に関するアンケート調査を行い、結果概要を大阪府のホームページに掲載した（http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html）。アンケート結果をもとに、高次脳機能障がい支援事例集を作成するための検討を行った。 |
| 〇地域生活定着支援センターの運営（地域福祉課）地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。 |  | （平成30年度）〇地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいを有する者で、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援した。・コーディネート業務（矯正施設退所予定者の帰住地調整支援）　 取扱件数 68件（うち終了件数55件のうち、障がいを有する件数31件）・フォローアップ業務（矯正施設退所者の帰住施設等への定着支援）　　取扱件数103件（うち終了件数37件）・相談支援業務（上記業務のほか、矯正施設退所者及びその他センターが福祉的な支援を必要とする者への相談支援）　　取扱件数 71件（うち終了件数35件）・普及啓発のための研修及び会議の開催　16回 |
| （３）地域で暮らし続ける　④自立支援協議会の機能強化 |
| ○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援（障がい福祉企画課）　地域における関係機関のネットワーク組織である自立支援協議会について、その活性化や機能強化を図るための支援を行います。具体的には、地域自立支援協議会の専門部会の設置状況を大阪府全体で整理し、大阪府自立支援協議会において情報共有するとともに、取組みが進んでいない地域の要因分析と、その改善策について検討します。また、地域自立支援協議会同士の情報交換の機会を設けることで、課題や好事例を共有し、取組みの活性化を図ります。 | 目標値（平成３２年度）・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置 | （平成30年度）〇「各地域協議会の運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催した。平成30年度は、それぞれの地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向けた糸口となるよう、他の地域自立支援協議会における具体的取組み等について情報交換を実施した。また、情報交換会における基礎資料として、引き続き地域協議会ごとの部会構成や開催頻度をとりまとめた。※地域移行に関する専門部会等を設置している市町村数：31　※就労支援に関する専門部会等を設置している市町村数：29 |
| ○大阪府障がい者自立支援協議会の運営（障がい福祉企画課）　大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。 |  | （平成30年度）〇大阪府障がい者自立支援協議会を開催した。　・全体会：2回〇地域支援の取組みとして、大阪府障がい者相談支援アドバイザーと連携しながら、地域自立支援業議会に対する助言等後方支援を実施した。〇大阪府障がい者自立支援協議会に属する各部会における、平成30年度の進捗を把握し、全体会において報告を行った。 |
| （３）地域で暮らし続ける　⑤地域福祉の視点 |
| ○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築（地域福祉課）　広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。 |  | （平成30年度）〇「市町村地域福祉担当課長会議」において、小地域ネットワーク活動推進事業やＣＳＷ等配置事業など、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進するための施策についての情報提供等を行った。〇「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」においてＣＳＷや市町村職員に対し、第3期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。〇「CSWブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW同士の連携や他のコーディネーター（SSW等）との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。・ブロック別ＣＳＷ連絡会開催状況　　　豊能・三島ブロック　１回北河内ブロック　１回中河内・南河内ブロック　１回泉州ブロック　２回 |
| ○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映（地域福祉課）　地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。 |  | （平成30年度）〇障がい者支援団体の役員及び障がい福祉分野の学識経験者に大阪府地域福祉推進審議会の委員として参画して頂いている。 |
| ○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み（地域福祉課）　障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組みます。 |  | （平成30年度）〇すべての要援護者が安心して生活できるよう、小地域ネットワーク活動推進事業やＣＳＷ等配置事業など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する事業に対して「地域福祉・高齢者福祉交付金」による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進した。・地域福祉・高齢者福祉交付金実績交付市町村数　（36市町村（政令・中核市を除く府内全市町村））うち、小地域ネットワーク活動推進事業実施市町村　36市町村　ＣＳＷ配置状況　36市町村　154名交付額合計　998,727,000円・セーフティネット構築に資する交付金を活用した事業例孤立死予防事業(独居の方の孤立死に関する対応のため、必要に応じて現地へ急行する等を行う）高齢者等安心生活支援事業（高齢者等に、乳酸菌飲料を配布し、安否確認等を行う）　等〇「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」及び「市町村地域福祉担当課長会議」においてＣＳＷや市町村職員に対し、第3期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。〇「CSWブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW同士の連携や他のコーディネーター（SSW等）との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。・ブロック別ＣＳＷ連絡会開催状況豊能・三島ブロック　１回北河内ブロック　１回中河内・南河内ブロック　１回泉州ブロック　２回 |
| ○福祉基金による助成（地域福祉課）　地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業（障がい者や高齢者、児童などへの支援等）に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。 |  | （平成30年度）〇障がい者、高齢者、児童等への支援活動など府民福祉の向上に寄与することを目的に、府民が行う自主的な福祉ボランティア活動や地域福祉活動に対して助成を行った。・地域福祉振興助成実績（ボランティア活動など地域福祉活動の支援）助成団体数　64団体　　　　助成総額　39,072千円 |
| （３）地域で暮らし続ける　⑥障がい者に対する住民の理解 |
| ○施設コンフリクトの解消（人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課）「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこる施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。「人権局ホームページ」の活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。 |  | （平成30年度）　○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用することによって、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図った。 |
| （３）地域で暮らし続ける　⑦福祉サービスを担う人材の確保 |
| 〇介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み（福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、障がい福祉室）介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、若年層・高齢者・障がい者・女性等の新規参入促進、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材（在留資格「介護」による留学生）の円滑な受入れにあたってのガイドライン作成、協議会の設置・研修等の実施など、参入促進に向けた取組みを総合的に実施します。また、福祉機器、介護ロボットの導入促進や『表彰』の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。さらに、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。 |  | （平成３０年度）（１）参入促進について○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図るとともに、離職者に対する再就職支援を行った。　　・合同面接会・就職フェア参加者数：1,241人　　・セミナー　参加者数：1,639人○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信した。　　・職場体験者数：456人　　・インターンシップ：123人〇特に若者を対象に、介護の仕事への関心を高めイメージアップを図るため、介護の仕事の「よさ」を具体的にイメージできるような広報・発信を行った。　　プロモーション・ビデオを制作し、YouTubeにて配信した。　　【再生回数】　　・「私、決めた」編60秒　　　　　　　　　7,355回　　・「私、決めた」編30秒　　　　　　　145,472回　　・「みんなのプライベート」編60秒　　1,763回〇介護職への第一歩となる介護職員初任者研修の受講促進を行うことで、介護職員のすそ野拡大を図った。また、職場体験につなげることにより、介護の仕事や介護現場への正しい理解を深め、着実に職場に結びつけた。　　・人数：44名（10事業者）〇介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を実施し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進した。　　・全27回（うち11回は基礎講座のみ）　　・修了者：149人○在留資格「介護」による外国人留学生の円滑な受入れにあたり「大阪府介護留学生適正受入推進協議会」を設置した。また、平成30年3月に作成したガイドラインの周知並びに、外国人介護人材の受入れ・活用に関する制度や留意事項などについて研修会を実施した。　　・協議会の開催　２回　　・研修会の実施　４回（参加者：３４７名）〇地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成するとともに、活用の利点や導入事例を紹介するセミナーを開催。【導入助成実績】44施設　78台　9,709千円〇「おおさか介護かがやき表彰」を実施し、介護保険事業者の「労働環境・処遇の改善」のための自主的な取組みを促進・普及。（２）資質の向上について〇社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施した。　・参加人数：10,472人〇介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。　・市町村職員研修　１講座　28名　・介護・福祉等専門職員研修　39講座　1,654名〇府内介護職員のスキルアップや定着促進、若い世代に対する福祉・介護への理解促進を図るため、研修、相談支援、福祉教育の推進など、市等が地域の実情に応じて実施する事業に支援した。　・５市等 |
| ○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成（地域生活支援課、福祉人材・法人指導課）　身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。　また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー（全身性障がい、知的障がい及び精神障がい）を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。 | 目標値介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー）を対象とした研修を毎年１回実施 | （平成30年度）〇障がい者が安心して利用できる介護サービスを提供できる人材を養成するため、訪問介護員２級課程修了者を対象に、障がい者の特性に対する理解と専門的知識、技術を習得させる居宅介護職員初任者（障がい者ホームヘルパー）研修を実施した。・養成人数：51 人 |
| ○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施（子育て支援課）　府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。 | 目標値保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年１回実施（年１００名以上受講） | （平成30年度）〇障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施した（毎年度１回開催）。・参加人数　101人（平成31年１月実施）〇全市町村の放課後児童クラブ指導員等を対象とした研修を4日間実施した。このうち１日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「障がいのある子どもの理解と対応」をテーマとして取り上げた。　・参加人数　320人　（平成30年12月実施） |
| ○精神保健福祉関係機関職員研修の実施（地域保健課）　こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。 | 目標値（平成３２年度）精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年３回（ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各１回）実施自殺対策研修・依存症対策研修を年各１回以上実施 | （平成30年度）〇こころの健康総合センターにおいて府職員及び関係機関職員への研修を実施した。〇「精神保健福祉法(第6条）」及び「精神保健福祉センター運営要領」に基づき、精神保健福祉業務・活動に従事する職員（健康医療部精神保健福祉担当職員・医療機関職員・障がい福祉サービス事業所等職員・市町村担当職員等）の資質の向上を目的に、広く関係者の育成を図った。・健康医療部精神保健福祉業務従事者研修新転任研修　延べ　169名現任研修　延べ　135名・市町村および関係機関精神保健福祉業務担当者研修新任研修　延べ　253名現任研修　延べ　103名・自殺対策関連研修大阪府ゲートキーパー養成研修テキスト講習会、自殺予防相談従事者養成研修、若年層自殺予防対策研修、認知行動療法研修自殺未遂者支援研修、自死遺族相談従事者養成研修等　延べ305名・依存症対策関連研修関連機関職員研修　延べ　360名医療機関職員研修　延べ　134名 |
| ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（地域生活支援課）　事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。 | 目標値サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（２日課程）を実施 | （平成30年度）〇サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者　1,644名（うち児童　618名）〇相談支援従事者初任者研修（2日課程）　修了者　1159名　※研修の実施回数　　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修について年3回実施 |
| ○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修、実践研修）（地域生活支援課）　強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成（基礎研修）及び強度行動障がいを有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成（実践研修）を実施します。 | 目標値強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施 | （平成30年度）○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：修了者　803名〇強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：修了者　534名 |
| （４）まちで快適に生活できる |
| ○福祉のまちづくりの推進（建築企画課）　すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、「福祉のまちづくり条例」を制定しています。　条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設の設計や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定し、府民や事業者等に啓発し活用していただくことで、ハード・ソフト両面にわたって福祉のまちづくりを推進しています。　また、大阪府の特定行政庁や指定確認検査機関と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。 |  | （平成30年度）○福祉のまちづくりが円滑に進捗されるよう、その進行管理や推進方策について検討する「大阪府福祉のまちづくり審議会」（平成24年11月設置）等を開催した。　・第7回大阪府福祉のまちづくり審議会（平成30年12月26日）　・第14回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（平成30年11月2日）　・第15回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（平成30年11月27日）　・第16回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（平成31年3月26日）○既存施設改善計画定期調査報告を実施した。（平成30年7月17日～平成30年9月20日） |
| ○府有建築物の福祉整備の推進（建築企画課、公共建築室計画課）　府有建築物の新築・建替えにあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。　また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。 | 　 | （平成30年度）○府有施設のバリアフリー性能表示に向けた庁内調査（平成30年4月17日～5月25日）を実施するとともに、調査を基に府有施設のバリアフリー情報をホームページに掲載・更新した。○府有施設の子育て支援設備の設置状況について庁内調査（平成30年11月21日～平成30年12月21日、平成31年1月28日～平成31年2月12日）を実施し、設置について努力義務がかかる施設に対し、設置するよう要請した。 |
| 〇府営公園の整備（公園課）大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が自由に安心して利用できるよう改修・整備を行います。 | 　 | （平成30年度）〇服部緑地など２公園で、高齢者や障がい者、幼児などあらゆる人々の利用に配慮した公園づくりを進めるための改修を実施した。 |
| ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進（建築企画課）　駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。 | 目標値（平成３２年度まで）平成２７年度末時点の実績（３２市１町、１３４地区）を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす | （平成３０年度）○基本構想作成状況・平成13～30年度作成済　33市町135地区（うち平成30年度作成　1市 新規1地区）○基本構想未作成市町への作成依頼（平成30年4月～平成31年3月）○平成31年3月に基本構想の作成を促進するため、「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を作成。 |
| ○交通安全施設等整備事業の推進（道路環境課）　安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。 | 目標値（平成３２年度まで）・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施・府管理道路の特定道路指定地区数　５５地区（５２．５０㎞） | （平成30年度）〇安全で快適な歩行空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の整備改善を推進した。・平成30年度末時点府管理道路の特定道路指定地区数　55地区（52.50㎞）　うち40地区（47.10㎞）整備完了。整備率　89.7% |
| ○バリアフリー対応型信号機の整備（府警本部交通規制課）　障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障害者用付加装置、高齢者等感応信号機等の整備を推進します。 | 目標値（平成３２年度まで）「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障害者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施 | （平成３０年度）〇重点整備地区の生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障がい者等の安全を確保するため、音響式信号機（視覚障害者用付加装置）の設置を継続実施した。［平成30年度、整備状況］・視覚障害者用付加装置　設置数：33基　（平成30年度末累計：1,612基） |
| ○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築企画課）　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針を踏まえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。 | 目標値（平成３２年度まで）「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限り移動等円滑化を実施 | （平成３０年度）○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施した。・補助実績：1駅（エレベーター1基） |
| ○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課）　鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、府内の平均的な乗降客数が一日当たり5千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設しており、今後とも、整備補助の活用などにより、可動式ホーム柵設置の促進が図られるよう努めます。事業者に対しては、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、可動式ホーム柵の設置促進や利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。　また、国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。 |  | （平成30年度）○6月28日に開催された「平成30年度大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場において、事業者に対して、無人駅における十分な配慮と、可動式ホーム柵の設置について働きかけを行った。○JR大阪駅・京橋駅、南海難波駅、近鉄大阪阿部野橋駅、大阪モノレール千里中央駅に整備される可動式ホーム柵に対し、補助を実施した。 |
| ○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築企画課）　車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。　また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車の抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。 |  | （平成３０年度）〇ダブルスペースを推進するためのチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行った。〇「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者からの申請を受け付け、審査の結果、累計10,433件の利用証を発行した。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行い、平成30年度末時点で、531施設の協力を得た。○車椅子使用者用駐車場の適正利用を推進するため、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいてダブルスペースの取組や「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について記載。　 |
| ○まちのバリアフリー情報の提供（建築企画課）　鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、鉄道事業者や市町村に対しバリアフリー情報のさらなる充実を働きかけます。 |  | （平成３０年度）○まちのバリアフリー情報の提供に、サポートが必要な方が鉄道事業者に問合せできるようリンクを追記した。また、可動式ホーム柵の設置状況を追記した。 |